

国、広域自治体、基礎自治体の役割分担に関する論点

I 役割分担イメージ検討に当たっての前提となる考え方

- 国、広域自治体、基礎自治体の役割分担を検討するに当たって、地方自治法第1条の2が定める基本原則を前提としてよいか。あるいは新たな基本原則を提示する必要があるのか。

【地方自治法第1条の2が定める国の役割】

- ① 国際社会における国家としての存立に関わる事務
- ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
- ③ 全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施
- ④ その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担う

Ⅱ 国と広域自治体の役割分担のメルクマールについて

※ 地方制度調査会第31回専門小委員会配付資料「国と道州の事務配分に関するメルクマール」を基礎に作成したものに、当委員会幹事対象に実施した意見照会の結果を踏まえ論点を整理したものです。

1 現在、もっぱら国が実施している事務事業について

【メルクマール】

- ① 次に掲げるような類型の事務は、もっぱら国が担う。
 - ・ 国家の存立に直接関わる政策に関する事務であって、特に国自らがその実現を担う必要のあるもの
 - ・ 全国的に統一されるべき基本ルールや地方自治に関する準則に関する事務であって、特に国自らがその実現を担う必要のあるもの
 - ・ 国家規模でネットワーク形成や事業構築等を図る必要がある事務であって、特に国自らがその実現を担う必要のあるもの
 - ・ 国家として支援すべき高度な技術や希少な資源等に関する事務であって、すべての広域自治体においてあまねく実施すべき性格でないもの
 - ・ 国の行政組織の内部的管理に関する事務
- ② 上記①以外の事務については、以下に掲げる国と広域自治体の事務配分の考え方に準じて区分する。

【論点】

- ◆ 「特に国自らがその実現を担う必要のあるもの」のメルクマールは何か。
 - 国家の存立に直接関わる政策に関する事務であっても、「出入国管理のうち取り締まり」など広域自治体が担うべき事務があるとの意見あり
 - 「証券市場の監視」「労働基準の監督」「高速自動車道、第1種空港の設置・管理」などについても広域自治体の役割とすべきとの意見あり
 - 国が定める基準が明確であれば「有線テレビジョン放送事業者に対する許可」「年金事務」等については広域自治体で担うことが可能とする意見あり

2 現在、国と都道府県が実施している事務事業について

【メルクマール】

- ① 事務事業の規模や範囲が2以上の都道府県にわたる場合には国が実施し、都道府県の区域内にとどまる場合には都道府県が実施しているものについては、事務事業の規模や範囲が広域自治体の区域内にとどまる場合には当該広域自治体の実施し、2以上の広域自治体にわたる場合には関係広域自治体が共同で（又は担当すべき広域自治体を定めて）実施する。
- ② 事務事業のうち大規模なもの、効果・影響が広範囲に及ぶもの等を国が実施し、それ以外のものを都道府県が実施しているものについては、広域自治体の実施することを原則とし、国は基幹的なネットワークの形成に関わる事務事業等を実施する。
- ③ 国が策定する全国的な指針等に従い、都道府県（さらに市町村）が計画等を策定するとともに実施を担っているものについては、国は本来国が策定する必要のある指針等の策定に重点化する。この場合、国が策定する指針等についても、その範囲や内容を見直し、広域自治体が企画立案から管理執行までをできる限り一貫して担う。
- ④ 国が全国一律の基準を定め、これに従って都道府県（さらに市町村）が実施しているもの（あるいは市町村が実施し、これに対して都道府県が関与や調整を行っているもの）については、国はナショナルミニマムに係る基準など本来国が定めるべきものを定めることに重点化する。これにより、広域自治体が、基準の設定をはじめ企画立案から管理執行までをできる限り一貫して担うことができるようにする
- ⑤ 役割分担が法令上一つの主体に専属させられていない施策について、国と都道府県（さらに市町村）がそれぞれ実施しているものについては、広域自治体（さらに市町村）に一元化して実施することを原則とする。
- ⑥ 設置主体について法令上の限定のない施設について、国と都道府県（さらに市町村）がそれぞれ設置しているものについては、施設間の役割・機能の分担を明確にし、国が施設を設置・管理する場合には基幹的・国家的なものに限る。
- ⑦ 都道府県から大臣への報告等に関する経由・連絡事務等を国が行ってい

るものについては、これを廃止する。

- ⑧ 都道府県が実施する事務に関して、国が広域的な見地から調整・関与を行っているものについては、原則として廃止する。なお、広域自治体の区域を超える広域調整や関与を国が行うことが必要な場合には、本府省が行う。
- ⑨ 都道府県が実施する事務に関して、緊急時において国が指示等を行っているものについては、生命・安全・危機対応等に関して必要な限りにおいて存置する。

【論点】

- ◆ 2以上の広域自治体にわたる場合には国が担うべきとの意見もあるがどうか。
- ◆ 国が実施する「基幹的なネットワークの形成に関わる事務事業等」のメルクマールは何か。
 - 一般国道の計画・設置・管理や一級河川の管理などについてすべて地方で担うべきとする意見と現行どおりとすべきとする意見がある。
- ◆ 「本来国が策定する必要がある指針等」のメルクマールは何か。
- ◆ 「本来国が定めるべきナショナルミニマムに係る基準」のメルクマールは何か。
- ◆ 国が設置・管理する「基幹的・国家的な施設」のメルクマールは何か。
- ◆ 「国が広域調整や関与を行うことが必要な場合」のメルクマールは何か。